委　託　契　約　書

委託業務の名称

委　託　期　間 着手 令和　　年　　月　　日

完了 令和　　年　　月　　日

委　　託　　料 金 円

（うち消費税及び地方消費税の額 円）

　頭書業務の委託について，委託者　坂出市を甲とし，受託者　　　　　　　　を乙として，次の条項により委託契約を締結する。

（総　則）

第１条　 乙は，別冊設計書，仕様書及び図面その他の関係図書等（甲の指示した文書を含む。以下「設計図書」という。）に基づき，頭書の委託料（以下「委託料」という。）をもって頭書の委託期間（以下「委託期間」という。）に頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

２　前項の設計図書に明示されない事項があるときは，甲乙協議して定める。

（権利義務の譲渡等）

第２条　乙は，この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し，又は承継させてはならない。ただし，書面により甲の承諾を得たときは，この限りでない。

（再委託等の禁止）

第３条　乙は，委託業務の処理を他人に委託し，又は請負わせてはならない。ただし，書面により甲の承諾を得たときは，この限りでない。

（委託業務の調査等）

第４条　甲は，必要と認めるときは，乙に対して委託業務の処理状況につき，調査し，又は報告を求めることができる。

（委託業務内容の変更等）

第５条　甲は，必要がある場合には，委託業務の内容を変更し，又は委託業務を一時中止することができる。この場合に委託料又は委託期間を変更する必要があるときは，甲乙協議して定める。

２　前項の場合において，乙が損害を受けたときは，甲は，その損害を賠償しなければならない。賠償額は，甲乙協議して定める。

（期間の延長）

第６条　乙は，その責に帰することができない事由により委託期間内に委託業務を完了することができないことが明らかとなったときは，甲に対して遅滞なくその事由を付して委託期間の延長を求めることができる。ただし，その延長日数は，甲乙協議して定める。

（損害のために必要を生じた経費の負担）

第７条　委託業務の処理に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は，乙が負担するものとする。ただし，その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては，甲が負担するものとし，その額は甲乙協議して定める。

（履行遅滞の場合における損害金及び遅滞利息）

第８条　乙の責に帰する事由により委託期間内に委託業務を完了することができない場合において，委託期間後に完了する見込みがあると認めたときは，甲は，乙から損害金を徴収して委託期間を延長することができる。

２　前項の損害金は，委託料に対して延長日数に応じ，契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の遅延利息の率」という。）で計算した金額とする。

（検査及び引渡し等）

第９条　乙は，委託業務を完了したときは，遅滞なく甲に対して業務完了届を提出しなければならない。

２　甲は，前項の業務完了届を受理したときは，その日から１０日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

３　乙は，前項の検査の結果不合格となり，補正を命ぜられたときは，遅滞なく当該補正を行い，甲に補正完了届を提出して再検査を受けなければならない。この場合において，前項の規定は，再検査の期日について準用する。

４　乙は，検査に合格したときは，遅延なく当該成果品を甲に引渡さなければならない。

（委託料の支払）

第１０条　乙は，前条の規定による検査に合格したときは，甲の定める手続に従い委託料の支払を請求するものとする。

２　甲は，前項の規定による請求を受けたときは，適法な請求書を受理した日から３０日以内にこれを支払わなければならない。

３　甲の責に帰する事由により委託料の支払が遅れた場合は，乙は，甲に対して未受領金額につき，遅延日数に応じ，契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（甲の解除権）

第１１条　甲は，乙が次の各号の一に該当するときは，契約を解除することができる。

(1) 乙の責に帰すべき理由により，期間内又は期限経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由がないのに，業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。

(3) 前２号に掲げる場合のほか，契約に違反し，その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4) 次条第１項の規定によらないで，契約の解除を申し出たとき。

２　甲は，前項の規定により契約を解除したときは，業務の出来形部分が可分のものである場合は検査のうえ当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし，当該引渡しを受けた出来形部分に相応する委託料を乙に支払わなければならない。

（乙の解除権）

第１２条　乙は，次の各号の一に該当する理由があるときは，契約を解除することができる。

(1) 第５条の規定により業務内容を変更したため，委託料が３分の２以上減少したとき。

(2) 第５条の規定による業務の中止の期間が委託期間の２分の１を超えたとき。

(3) 甲が契約に違反し，その違反によって業務を完了することが不可能となったとき。

２　前条第２項及び次条第２項の規定は，前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

（違約金）

第１３条　第１１条の規定により甲が契約を解除したとき，乙は，委託料の１０分の１を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

２　第１１条の規定により甲が契約を解除したとき，甲が損害を受けたときは，乙は，その損害を賠償しなければならない。賠償額は，甲乙協議して定める。

３　前項の賠償額には，第１項の違約金を充当し，なお不足があるときは追徴する。

（損害金等の徴収）

第１４条　乙がこの契約に基づく損害金，違約金又は賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは，甲は，その支払わない額に，遅延日数に応じ，契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した利息を付した額を徴収する。

２　前項の損害金等は，甲の支払うべき業務委託料と相殺し，なお不足があるときは追徴する。

（秘密の保持等）

第１５条　乙は，委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。ただし，甲の承諾を得たとき又は甲の指定する者に対しては，この限りでない。

２　乙は，成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ，複写させ，又は譲渡してはならない。ただし，甲の承諾を得たときは，この限りでない。

（不当要求行為対策）

第１６条　甲と乙は，坂出市発注の建設工事等に対する不当要求行為排除対策要綱に基づいて履行するものとする。

（契約外の事項）

第１７条　この契約に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には，甲乙協議して定める。

　本契約の証として本書２通を作成し，甲・乙記名押印のうえ各自一通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲 坂出市室町二丁目３番５号

坂　出　市

坂出市長　有　福　哲　二

乙 住　　　　所

商号又は名称

代表者職・氏名